



JWWA-GLP030
水道 GLP 認定

令和7年度（2025年度）水質検査計画



片山浄水所

吹田市水道部

水質検査計画について

人の健康保護又は生活上の支障が生じない水道水を供給するうえで、水質基準の適合状況を確実に把握し、安全性を確認するために実施する水質検査は不可欠なものです。

吹田市水道部では、水道法施行規則第 15 条第 6 項に基づき毎年水質検査計画を策定し、各水源や浄水処理工程における適切な水質管理を行うとともに、浄水や管末給水栓（じゃ口）水での水質の安全性を確認するための水質検査を実施しています。

なお、水源の変更や、配水池などの施設や管路工事による水系の切替などが発生した場合は、確定次第、必要に応じて当水質検査計画の該当箇所を変更します。

この水質検査計画及び検査結果は、最新の情報を利用者の皆様に公表します。

《 水質検査計画の内容 》

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水源から水道水の状況及び水質管理上の注意すべき事項
- 4 水道水の検査地点
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査の方法
- 8 水質検査計画及び検査結果の公表
- 9 水質検査の精度と信頼性確保
- 10 関係者との連携

1 基本方針



水道水が管末給水栓において水道法が定める水質基準に適合し、安全であることを確認するため、水道 GLP の認定を受けている本市水道部浄水室水質グループで水質検査を実施します。

また、水質基準項目以外にも水質管理上必要と判断する項目について水質検査を実施します。

2 水道事業の概要

吹田市域で使われている水道水は、一日平均約 113,369m³（令和 5 年度（2023 年度））です。吹田市では、淀川の水を水源としている泉浄水所、地下水を水源としている片山浄水所及び淀川の水を水源としている大阪広域水道企業団から市内へ給水しています。

片山浄水所では、令和 3 年（2021 年）12 月より、従来の接触酸化・砂ろ過方式から膜ろ過方式に変更し、運用を開始しました。

また、令和 4 年（2022 年）4 月に蓮間配水場を廃止し、豊中市と柿ノ木配水場の共同利用を始めました。さらに、泉浄水所と片山浄水所間に連絡管を設けたことで、安定的な給水が可能となりました。

泉浄水所では、令和 5 年（2023 年）9 月に地下水の処理を停止したため、水源は全て淀川の河川水となりました。また、令和 6 年（2024 年）7 月に取水場を淀川取水口から一津屋取水場に変更しました。

浄水施設の概要（令和 5 年度（2023 年度）実績）

浄水所名	水源	処理方式	平均配水量（m ³ /日）
泉浄水所	河川水・地下水※	高度浄水処理	29,873
片山浄水所	地下水	膜ろ過処理	6,410

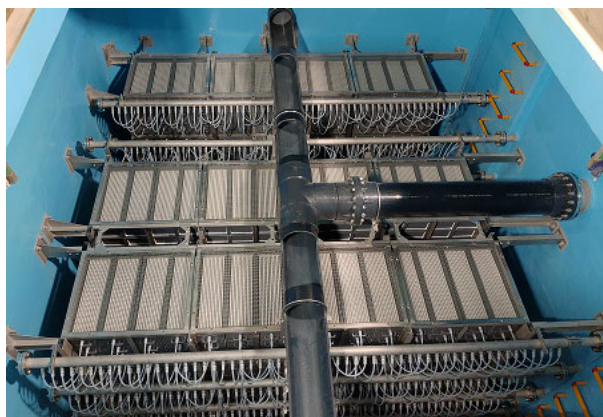
※令和 5 年度に地下水処理を停止しました。

大阪広域水道企業団からの受水状況（令和 5 年度（2023 年度）実績）

浄水場名	水源	処理方式	平均受水量（m ³ /日）
三島浄水場	河川水	高度浄水処理	77,393
村野浄水場	河川水	高度浄水処理	



淀川（一津屋取水場付近）



片山浄水所 膜ろ過設備

3 水源から水道水の状況及び水質管理上の注意すべき事項

(1) 水源の状況及び水質管理上の注意すべき事項

浄水所名	水源	注意事項	試験対象項目	対応策
泉浄水所	河川水（淀川）	・ 降雨による濁水 ・ 油流出事故 ・ 低水温期のかび臭 ・ 低水温期のアンモニア ・ 農薬類 ・ 揮発性有機化合物 ・ pH ・ 浄水処理対応困難物質 ・ 有機フッ素化合物	・ かび臭原因物質 ・ 色度、濁度 ・ 農薬類 ・ 揮発性有機化合物 ・ pH ・ 臭素酸 ・ 有機フッ素化合物	・ 高度浄水処理（活性炭処理及びオゾン処理） ・ pH 調整 ・ 粉末活性炭
片山浄水所	地下水（深井戸）	・ 鉄 ・ マンガン ・ pH ・ 残留塩素 ・ 揮発性有機化合物 ・ 有機フッ素化合物	・ 鉄 ・ マンガン ・ 色度、濁度 ・ 揮発性有機化合物 ・ pH ・ 塩素酸 ・ 有機フッ素化合物	・ 膜処理 ・ pH 調整

(2) 水道水の状況及び水質管理上の注意すべき事項

【泉浄水所配水系】

淀川の水を水源とし、高度浄水処理をした良質で安全な水道水です。

【片山浄水所配水系】

片山浄水所の地下水を水源とし膜処理した自己水、高度浄水処理した大阪広域水道企業団からの受水をブレンドした良質で安全な水道水です。

【大阪広域水道企業団から受水している配水系】

淀川の水を水源とし、大阪広域水道企業団の村野浄水場と三島浄水場で高度浄水処理をした良質で安全な水道水です。

これらの配水系におけるこれまでの水質検査の結果は、水質基準をすべて満たしています。

上記の配水系の水道水における水質管理上の注意すべき項目としては、残留塩素濃度、色度、濁度、かび臭、クロラミン臭、水処理薬品由来の塩素酸、アルミニウム、浄水処理対応困難物質に由来するホルムアルデヒド、臭素酸、トリハロメタン、鉛製給水管からの鉛の溶出の低減化のための pH 値が挙げられます。



採水場所（千里山高塚）



採水場所（泉浄水所 沈でん池上部）

4 水道水の検査地点

【検査地点】

- (1) 水道法により 1 日 1 回以上行うことと義務付けられている色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査は、11 地点の自動連続水質監視装置（給水モニター）により監視します。
 - (2) 水道法で義務付けられている定期的な水質検査の採水地点は、泉・片山の 2 浄水所をはじめ、大阪広域水道企業団から受水している水道水の配水系統ごとの 10 地点の管末給水栓より採水し検査します。
 - (3) 市内 4 か所の配水場出口水についても定期的に採水し、水質検査を実施します。
 - (4) 泉浄水所の着水井水と浄水、片山浄水所の地下水原水と浄水についても定期的に水質試験を実施します。
- なお、淀川の取水地点（一津屋取水場）についても、定期的に水質試験を実施します。

地点の詳細は、10 ページ図参照。

施設や管路工事により検査地点を変更する必要性が生じた場合は、迅速に対応します。



給水モニター（祝町公園）



採水セット

5 水質検査項目及び検査頻度

水道法で義務付けられた管末給水栓における定期水質検査の項目である水質基準項目（51 項目）をはじめ、水質管理上留意すべきものとして本市の実情に応じて、水質管理目標設定項目等の検査を実施します。

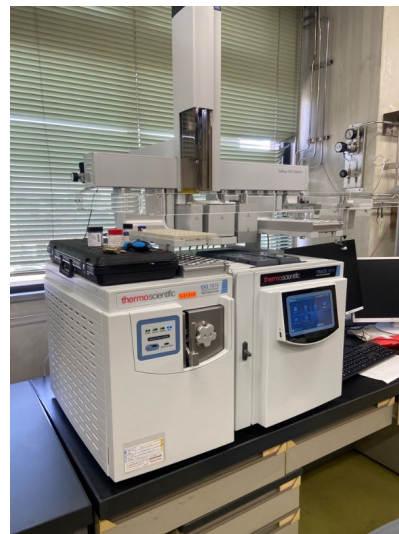
また、淀川の水や地下水の水源を監視するための項目、浄水処理工程において維持管理上必要とする項目も試験を実施します。

(1) 毎日検査項目

色及び濁り並びに消毒の残留効果の確認の 3 項目です。これらの項目は配水系統の管末に設置している自動連続水質監視装置（給水モニター）により測定しています。

(2) 水質基準項目（51 項目）

水質基準項目は、6 ページ表 1 のとおり、水道法に基づき検査を実施します。



GC-MS(ガスクロマトグラフ質量分析計)

【検査頻度】

7 ページ表 2 のとおり、健康に関する 31 項目に関しては、管末給水栓にて法定検査回数を基に、検出状況並びに社会的要求を鑑みて、検査頻度を設定します。

水道水が有すべき性状に関する 20 項目に関しても、法定検査回数を基に、各項目の検出状況を鑑みて検査頻度を設定します。

かび臭の原因物質である『ジェオスミン』及び『2-メチルイソボルネオール』については、琵琶湖、淀川の水源において、その原因となる藍藻が繁殖しやすい時期（5 月から 11 月まで）に毎月 1 回、本市の管末給水栓水等进行检查します。泉浄水所の着水井水及び浄水は、同時期を問わず毎月測定します。

また、原水については、味の項目は、検査を行いません。

(3) 水質管理目標設定項目（27 項目）

水質管理目標設定項目の検査は、8 ページ表 3 のとおり実施します。

なお、『亜塩素酸』及び『二酸化塩素』については、市内の全供給水で二酸化塩素による消毒をしておらず、その検査の必要性がないため、検査項目数は 25 項目になります。

【検査頻度】

表 3 のとおり、水道水の安全性を確認するために検査します。

『農薬類』は、4 地点（原水 2 地点、浄水 2 地点）を年 2 回検査します。

なお、大阪広域水道企業団から受水している浄水の農薬類は、同企業団により検査が実施されます。

『ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）』については、8 地点において（原水 2 地点、浄水 2 地点、管末給水栓水 4 地点）年 4 回検査します。この項目は令和 8 年 4 月から水質基準項目に格上げされる予定です。

(4) 吹田市独自に実施する要検討項目等の水質検査項目（52 項目）

吹田市独自に実施する要検討項目等の水質検査項目については、9 ページ表 4 のとおりで、原水の水質監視を主な目的として本市独自で頻度を設定し検査を実施します。

【検査頻度】

表 4 のとおりで、水質基準項目のように検査頻度が定められていませんが、水道水の安全性を確認するために適切な頻度で検査を実施します。

『ダイオキシン類』については、泉浄水所の着水井水及び浄水を年 1 回検査します。

『放射性セシウム』については、泉浄水所の着水井水及び浄水を年 2 回検査します。

『ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）』については、8 地点において（原水 2 地点、浄水 2 地点、管末給水栓水 4 地点）年 4 回検査します。

『N-ニトロソジメチルアミン（NDMA）』については、管末給水栓水 4 地点を年 1 回検査します。

(5) 取水場の点検

一津屋取水場の現場確認と水質試験を月 1 回実施します。

(6) その他の水質検査

水道法で定められた管末給水栓での検査だけでなく、河川水、地下水や各さく井、浄水所での沈でん水やろ過水など処理工程ごとの水質についても適正な浄水処理が行われていることを確認するために試験を実施します。

また、水道部に納入される水処理薬品に関しても、品質を確認するために試験を実施します。

6 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水道水が水質基準に適合しないおそれがある以下のような場合に行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水処理過程に異常が起こったとき。
- (5) 送水管等の工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他、特に必要があると認められるとき。

7 水質検査の方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、原則、自己検査を実施します。

ただし、水質管理目標設定項目の中の農薬類の一部や『ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)』、要検討項目である『ダイオキシン類』、『N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)』及び『放射性セシウム』、『ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)』は、外部委託します。外部委託先としては大阪広域水道企業団の市町村水道水質共同検査又は独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に委託します。

なお、水質基準項目と水質管理目標設定項目の検査は、平成 15 年（2003 年）7 月 22 日厚生労働省告示第 261 号「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」及び平成 15 年（2003 年）10 月 10 日健水発第 1010001 号（厚生労働省健康局水道課長通知による方法）により行います。また、これ以外の項目については、上水試験法 2020 年版（日本水道協会発行）の方法等により検査を実施します。

8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、年度開始前に作成し、公表します。この計画に基づき水質検査を実施した結果は、水道部ホームページ等で公表します。

9 水質検査の精度と信頼性確保

平成 19 年（2007 年）9 月に水質検査の精度と信頼性のある水質検査機関として公益社団法人日本水道協会から水道 GLP の認定を受けています。

検査項目ごとに作成した標準作業手順書により、検査や記録をすることをはじめとし、分析機器の定期的な保守点検や更新の実施、薬品・廃液の適正な管理、さらに検査技術の向上や優良な水質検査機関を維持していくことを目的とした教育訓練の実施などにより、検査結果の信頼性確保に努めます。

また、水質グループにおける内部精度管理を充実させるとともに、厚生労働省や大阪府が行う外部精度管理に積極的に参加します。



JWWA-GLP030
水道 GLP 認定

水道 GLP 認定ロゴマーク

10 関係者との連携

水源で水質汚染事故等が生じた場合には、淀川水系の取水団体で構成する「淀川水質協議会」や淀川水系関係団体で国土交通省近畿地方整備局が主体となっている「淀川水質汚濁防止連絡協議会」の緊急連絡による情報を収集することにより、迅速に適切な措置を講じることができるように努めます。

また、これらの協議会を通じて、水質保全に関する調査研究や要望活動を実施します。

表1 水質基準項目と分析方法

水質基準項目（H15.5.30 付厚生労働省令 101 号）				水質基準	測定方法
	番号	項 目 名	分類		
健康に関する項目	01	一 般 細 菌	病原生物	100 集落以下/mL	標準寒天培地法
	02	大 腸 菌		検出されないこと	特定酵素基質培地法
	03	カドミウム及びその化合物	金属	0.003mg/L 以下	ICP-MS 法
	04	水 銀 及 び そ の 化 合 物		0.0005mg/L 以下	還元気化-原子吸光光度法
	05	セレン及びその化合物		0.01mg/L 以下	ICP-MS 法
	06	鉛 及 び そ の 化 合 物		0.01mg/L 以下	ICP-MS 法、AA 法
	07	ヒ 素 及 び そ の 化 合 物		0.01mg/L 以下	ICP-MS 法
	08	六 価 ク ロ ム 化 合 物		0.02mg/L 以下	ICP-MS 法
	09	亜 硝 酸 態 窒 素	無機物質	0.04mg/L 以下	イオンクロマトグラフ法
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン		0.01mg/L 以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10mg/L 以下	イオンクロマトグラフ法
	12	フッ素及びその化合物		0.8mg/L 以下	イオンクロマトグラフ法
	13	ホウ素及びその化合物	一般有機化学物質	1.0mg/L 以下	ICP-MS 法
	14	四 塩 化 炭 素		0.002mg/L 以下	HS-GC-MS 法
	15	1,4-ジ オ キ サ ン		0.05mg/L 以下	HS-GC-MS 法
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L 以下	HS-GC-MS 法
	17	ジ ク ロ ロ メ タ ン		0.02mg/L 以下	HS-GC-MS 法
	18	テトラクロロエチレン		0.01mg/L 以下	HS-GC-MS 法
	19	トリクロロエチレン		0.01mg/L 以下	HS-GC-MS 法
	20	ベ ン ゼ ン		0.01mg/L 以下	HS-GC-MS 法
	21	塩 素 酸	消毒副生成物	0.6mg/L 以下	イオンクロマトグラフ法
	22	ク ロ ロ 酢 酸		0.02mg/L 以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS 法
	23	ク ロ ロ ホ ル ム		0.06mg/L 以下	HS-GC-MS 法
	24	ジ ク ロ ロ 酢 酸		0.03mg/L 以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS 法
	25	ジブロモクロロメタン		0.1mg/L 以下	HS-GC-MS 法
	26	臭 素 酸		0.01mg/L 以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
	27	総トリハロメタン		0.1mg/L 以下	HS-GC-MS 法
	28	ト リ ク ロ ロ 酢 酸		0.03mg/L 以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS 法
	29	ブロモジクロロメタン		0.03mg/L 以下	HS-GC-MS 法
	30	ブ ロ モ ホ ル ム		0.09mg/L 以下	HS-GC-MS 法
	31	ホルムアルデヒド		0.08mg/L 以下	HPLC 法
水道水が有すべき性状に関する項目	32	亜鉛及びその化合物	金属	1.0mg/L 以下	ICP-MS 法
	33	アルミニウム及びその化合物		0.2mg/L 以下	ICP-MS 法、AA 法
	34	鉄 及 び そ の 化 合 物		0.3mg/L 以下	ICP-MS 法、AA 法
	35	銅 及 び そ の 化 合 物		1.0mg/L 以下	ICP-MS 法
	36	ナトリウム及びその化合物	味覚	200mg/L 以下	イオンクロマトグラフ法
	37	マンガン及びその化合物	色	0.05mg/L 以下	ICP-MS 法、AA 法
	38	塩 化 物 イ オ ン	味覚	200mg/L 以下	イオンクロマトグラフ法
	39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）		300mg/L 以下	イオンクロマトグラフ法
	40	蒸 発 残 留 物		500mg/L 以下	重量法
	41	陰イオン界面活性剤	発泡	0.2mg/L 以下	固相抽出-HPLC 法
	42	ジ エ オ ス ミ ン	カビ臭物質	0.00001mg/L 以下	SPME-GC-MS 法
	43	2-メチルイソボルネオール		0.00001mg/L 以下	SPME-GC-MS 法
	44	非イオン界面活性剤	発泡	0.02mg/L 以下	固相抽出-吸光光度法
	45	フ ェ ノ ール 類	におい	0.005mg/L 以下	固相抽出-誘導体化-GC-MS 法
	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	味覚	3mg/L 以下	全有機炭素計測定法
	47	p H 値	基礎性状	5.8～8.6	ガラス電極法
	48	味		異常でないこと	官能法
	49	臭 気		異常でないこと	官能法
50	色 度	5 度以下		透過光測定法	
51	濁 度		2 度以下	積分球式光電光度法	

表 2 水質基準項目の検査頻度（年間検査回数）

	番号	水質基準項目 (H15.5.30 付厚生労働省令 101 号)	管末水の 過去 3 年間の 最大値	泉浄水所 着水井水	片山浄水所 地下水原水	泉浄水所・ 片山浄水所 浄水	管末 給水栓水
		項 目 名					
健康に関する項目	01	一 般 細 菌	0 集落/mL	12	12	12	12
	02	大 腸 菌	検出されず	12	12	12	12
	03	カドミウム及びその化合物	0.0003mg/L 未満	12	12	12	12
	04	水 銀 及 び そ の 化 合 物	0.00005mg/L 未満	12	12	12	12
	05	セレン及びその化合物	0.001mg/L 未満	12	12	12	12
	06	鉛 及 び そ の 化 合 物	0.001mg/L	12	12	12	12
	07	ヒ素及びその化合物	0.001mg/L 未満	12	12	12	12
	08	六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.002mg/L 未満	12	12	12	12
	09	亜 硝 酸 態 窒 素	0.004mg/L 未満	12	12	12	12
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001mg/L	12	12	12	12
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.29mg/L	12	12	12	12
	12	フッ素及びその化合物	0.15mg/L	12	12	12	12
	13	ホウ素及びその化合物	0.02mg/L	12	12	12	12
	14	四 塩 化 炭 素	0.0002mg/L 未満	12	12	12	12
	15	1,4-ジ オ キ サ ン	0.005mg/L 未満	12	12	12	12
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/L 未満	12	12	12	12
	17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.002mg/L 未満	12	12	12	12
	18	テトラクロロエチレン	0.001mg/L 未満	12	12	12	12
	19	トリクロロエチレン	0.001mg/L 未満	12	12	12	12
	20	ベンゼン	0.001mg/L 未満	12	12	12	12
	21	塩 素 酸	0.12mg/L	12	12	12	12
	22	ク ロ ロ 酢 酸	0.002mg/L	4	4	12	12
	23	ク ロ ロ ホ ル ム	0.017mg/L	12	12	12	12
	24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	0.005mg/L	4	4	12	12
	25	ジブロモクロロメタン	0.016mg/L	12	12	12	12
	26	臭 素 酸	0.008mg/L	12	12	12	12
	27	総トリハロメタン	0.044mg/L	12	12	12	12
	28	トリクロロ酢酸	0.003mg/L 未満	4	4	12	12
	29	ブロモジクロロメタン	0.017mg/L	12	12	12	12
	30	ブ ロ モ ホ ル ム	0.004mg/L	12	12	12	12
	31	ホルムアルデヒド	0.011mg/L	4	4	12	12
水道水が有すべき性状に関する項目	32	亜鉛及びその化合物	0.03mg/L	12	12	12	12
	33	アルミニウム及びその化合物	0.04mg/L	12	12	12	12
	34	鉄 及 び そ の 化 合 物	0.02mg/L	12	12	12	12
	35	銅 及 び そ の 化 合 物	0.08mg/L	12	12	12	12
	36	ナトリウム及びその化合物	20.0mg/L	12	12	12	12
	37	マンガン及びその化合物	0.006mg/L	12	12	12	12
	38	塩 化 物 イ オ ン	21.2mg/L	12	12	12	12
	39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	50mg/L	12	12	12	12
	40	蒸 発 残 留 物	160mg/L	12	12	12	12
	41	陰イオン界面活性剤	0.02mg/L 未満	4	4	4	4
	42	ジエオスミン ※1	0.000001mg/L 未満	12	2	12（7）	7
	43	2-メチルイソボルネオール ※1	0.000001mg/L 未満	12	2	12（7）	7
	44	非イオン界面活性剤	0.005mg/L 未満	4	4	4	4
	45	フェノール類	0.0005mg/L 未満	4	4	4	4
	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.1mg/L	12	12	12	12
	47	p H 値	7.7	12	12	12	12
	48	味 ※2	異常なし	—	—	12	12
	49	臭 気	異常なし	12	12	12	12
	50	色 度	0.5 度未満	12	12	12	12
	51	濁 度	0.3 度	12	12	12	12

備考 ※1：原則、かび臭原因物質の発生時期（5月から11月）に毎月検査しますが、泉浄水所着水井水及び浄水については、発生時期を問わず、毎月検査します。

※2：原水は実施しません。

項目番号及び項目名については、水道法の告示により変更する場合があります。

表3 水質管理目標設定項目の検査頻度（年間検査回数）

番号	項 目 名	目標値	泉浄水所 着水井水	片山浄水所 地下水原水	泉浄水所 片山浄水所 各浄水	管末 給水栓水
01	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L 以下	4	4	4	4
02	ウラン及びその化合物	0.002mg/L 以下（暫定）	4	4	4	4
03	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L 以下（暫定）	4	4	4	4
04	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	4	4	4	4
05	トルエン	0.4mg/L 以下	4	4	4	4
06	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08mg/L 以下	4	4	—	4
07	亜 塩 素 酸 ※1	0.6mg/L 以下	—	—	—	—
08	二 酸 化 塩 素 ※1	0.6mg/L 以下	—	—	—	—
09	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下（暫定）	4	4	4	4
10	抱 水 ク ロ ラ ー ル	0.02mg/L 以下（暫定）	4	4	4	4
11	農 薬 類 ※2	検出値/目標値の総和 1 以下	2	2	2	—
12	残 留 塩 素	1mg/L 以下	—	—	12	12
13	カルシウム、マグネシウム等（硬度）※3	10 ～ 100mg/L	12	12	12	12
14	マンガン及びその化合物 ※3	0.01mg/L 以下	12	12	12	12
15	遊 離 炭 酸	20mg/L 以下	12	12	12	12
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下	12	12	4	4
17	メチル-tert-ブチルエーテル（MTBE）	0.02mg/L 以下	12	12	4	4
18	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L 以下	12	12	12	12
19	臭 気 強 度 （TON）	3 以下	12	12	12	12
20	蒸 発 残 留 物 ※3	30 ～ 200mg/L	12	12	12	12
21	濁 度 ※3	1 度以下	12	12	12	12
22	p H 値 ※3	7.5 程度	12	12	12	12
23	腐食性（ランゲリア指数）	-1 ～ 0	12	12	12	12
24	従 属 栄 養 細 菌	2000 集落以下/mL（暫定）	4	4	4	4
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	12	12	4	4
26	アルミニウム及びその化合物 ※3	0.1mg/L 以下	12	12	12	12
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS） 及びペルフルオロオktan酸（PFOA）	0.00005mg/L 以下 （暫定）	4	4	4	4※4

備考

※1：浄水処理において、二酸化塩素を使用しないため検査は行いません。

※2：115 物質中 61 物質を自己検査で行い、54 物質は市町村水道水質共同検査で実施します。

※3：水質基準項目において検査を実施します。

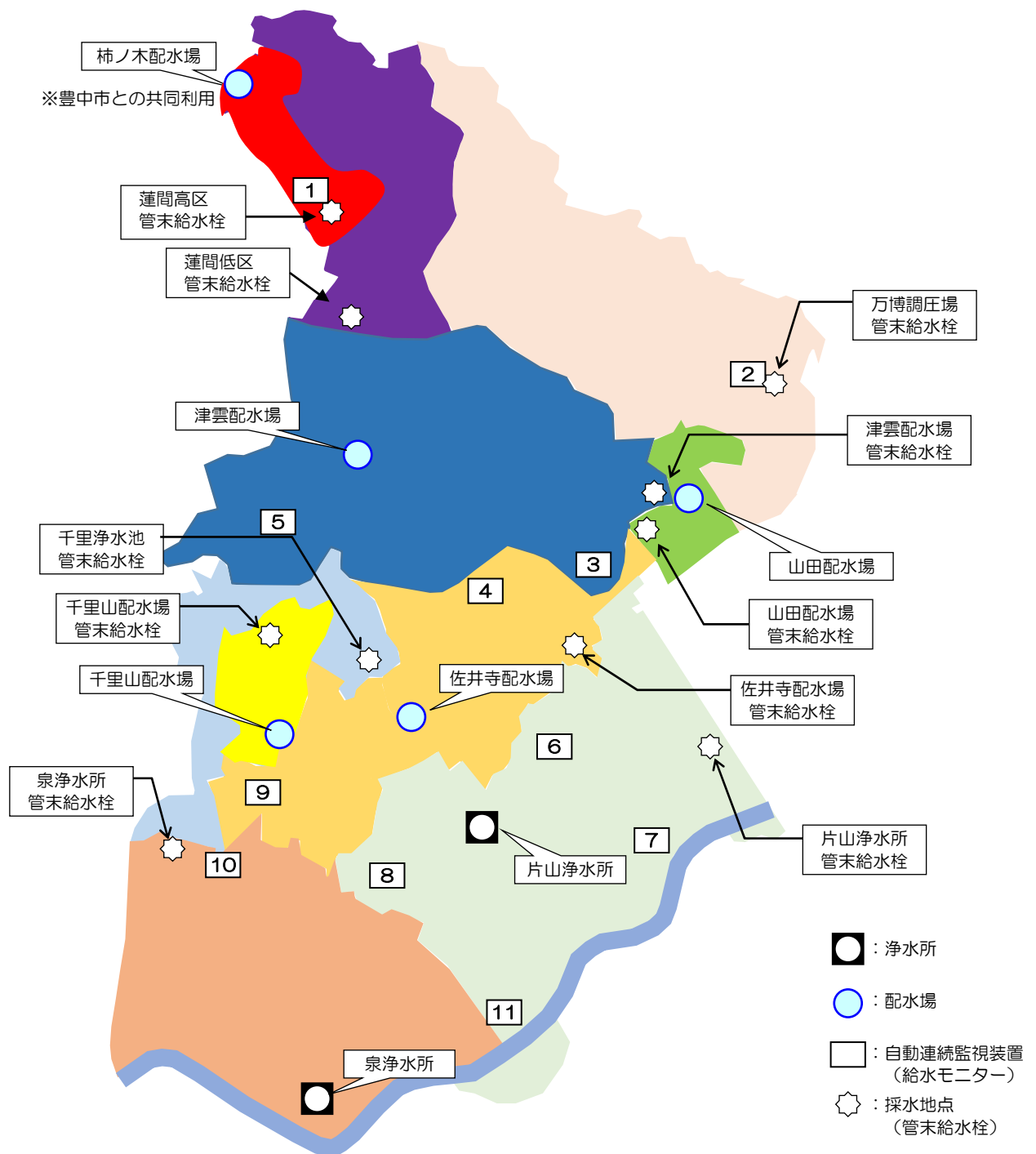
※4：泉・片山浄水所管末水、津雲配水場管末水、蓮間高区管末水について検査します。

表 4 吹田市独自に実施する要検討項目等の検査頻度（年間検査回数）

	番号	項 目 名	泉浄水所 着水井水	片山浄水所 地下水原水	泉浄水所 浄水	片山浄水所 浄水	管末 給水栓水
	ー	水 温	12	12	12	12	12
要 検 討 項 目	01	銀 及 び そ の 化 合 物	4	4	4	4	4
	02	バリウム及びその化合物	4	4	4	4	4
	03	ビスマス及びその化合物	4	4	4	4	4
	04	モリブデン及びその化合物	4	4	4	4	4
	05	塩 化 ビ ニ ル	4	4	4	4	4
	06	ス チ レ ン	4	4	4	4	4
	07	ダ イ オ キ シ ン 類	1	ー	1	ー	ー
	08	ノニルフェノール	4	4	4	4	4
	09	ビスフェノール A	4	4	4	4	4
	10	フタル酸ジ(n-ブチル)	4	4	4	4	4
	11	フタル酸ブチルベンジル	4	4	4	4	4
	12	プロモクロロ酢酸	4	4	4	4	4
	13	プロモジクロロ酢酸	4	4	4	4	4
	14	ジプロモクロロ酢酸	4	4	4	4	4
	15	ブ ロ モ 酢 酸	4	4	4	4	4
	16	シ プ ロ モ 酢 酸	4	4	4	4	4
	17	ト リ プ ロ モ 酢 酸	4	4	4	4	4
	18	トリクロロアセトニトリル	4	4	4	4	4
	19	プロモクロロアセトニトリル	4	4	4	4	4
	20	ジプロモアセトニトリル	4	4	4	4	4
	21	ア セ ト アル デ ヒ ド	4	4	4	4	4
	22	キ シ レ ン	4	4	4	4	4
	23	N-ニトロソジメチルアミン	1	ー	ー	ー	1※1
	24	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)	4	4	4	4	4※2
そ の 他 の 項 目	01	放 射 性 セ シ ウ ム	2	ー	2	ー	ー
	02	B O D	12	ー	ー	ー	ー
	03	C O D	12	ー	ー	ー	ー
	04	全 窒 素	12	12	ー	ー	ー
	05	全 リ ン	12	12	ー	ー	ー
	06	トリハロメタン生成能	4	4	ー	ー	ー
	07	酸 度	12	12	12	12	12
	08	ア ル カ リ 度	12	12	12	12	12
	09	溶 存 酸 素	12	ー	ー	ー	ー
	10	硝 酸 態 窒 素	12	12	12	12	12
	11	マグネシウムイオン	12	12	12	12	12
	12	カルシウムイオン	12	12	12	12	12
	13	硫 酸 イ オ ン	12	12	12	12	12
	14	カ リ ウ ム	12	12	12	12	12
	15	臭 化 物 イ オ ン	12	12	ー	ー	ー
	16	溶 性 ケ イ 酸	12	12	12	12	12
	17	電 気 伝 導 率	12	12	12	12	12
	18	生 物 数	12	ー	ー	ー	ー
	19	クリプトスポリジウム	6	ー	6	ー	ー
	20	シ アル ジ ア	6	ー	6	ー	ー
	21	嫌 気 性 芽 胞 菌	12	12	12	12	ー
	22	透 視 度	12	ー	ー	ー	ー
	23	浮 遊 物 質 (SS)	12	ー	ー	ー	ー
	24	フタル酸エステル類	4	4	4	4	4
	25	アルキルフェノール類	4	4	4	4	4
	26	ハロアセトニトリル類	4	4	4	4	4
	27	1,2-ジクロロプロパン	4	4	4	4	4
	28	p-ジクロロベンゼン	4	4	4	4	4

備考 ※1：泉・片山浄水所管末水、津雲配水場管末水について検査します。

※2：泉・片山浄水所管末水、津雲配水場管末水、蓮間高区管末水について検査します。



- | | |
|----------------|------------|
| 1 樫の木給水モニター | 泉浄水所配水区域 |
| 2 新芦屋給水モニター | 片山浄水所配水区域 |
| 3 山田西給水モニター | 佐井寺配水場配水区域 |
| 4 佐竹台給水モニター | 千里山配水場配水区域 |
| 5 桃山台小学校給水モニター | 津雲配水場配水区域 |
| 6 住友公園給水モニター | 蓮間低区 |
| 7 東小学校給水モニター | 山田配水場配水区域 |
| 8 山手小学校給水モニター | 万博調圧場配水区域 |
| 9 千三給水モニター | 千里浄水池配水区域 |
| 10 祝町公園給水モニター | 蓮間高区 |
| 11 高浜給水モニター | |

図 吹田市内水系区域及び配水場・管末給水栓（採水地点）自動連続監視装置（給水モニター）位置図

図 採水地点